

人間ドック受診における留意事項

1 受診者の選考方法

受診者の選考にあたっては、年齢、過去の受診歴及びへき地校勤務等を考慮して決定する。

2 特定健康診査及び特定保健指導について<※令和8年4月1日現在、39歳以上の受診者対象>

- (1) 令和8年4月1日現在、39歳以上の受診者は、人間ドック、脳と心のトータルケア付人間ドック、脳ドック（篠田総合病院・三友堂病院）及び内視鏡付（東北中央病院）人間ドックの受診をもって特定健康診査の受診に代えることとする。
- (2) 特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった場合、対象者には「特定保健指導の案内」が送付され、原則としてドックを受診した健診機関において、保健指導を受けるものとする。
- (3) なお、一部の健診機関においてドックを受診する場合は、ドック受診中に特定保健指導を受けることができる。（詳細は同封「特定保健指導の御案内」を参照。）

3 受診手続きについて

- (1) 受診決定者は、健診機関から事前に送付される「受診案内」を確認すること。
- (2) 受診当日は、支部から発行される受診券、組合員資格が確認できるもの及び自己負担金を持参して受診すること。

4 日程の変更及びキャンセルについて

日程変更及びキャンセルは原則不可とする。公務等の都合によりやむを得ず変更する必要がある場合に限り、以下のとおり手続きすること。

(1) 東北中央病院の日程変更を希望する場合

東北中央病院については、**当支部健康管理担当に連絡のうえ受診予定日の2週間前までに別紙「人間ドックキャンセル・変更届」**をFAXにて提出すること。この場合、変更希望日程のキャンセル待ち扱いとなり、欠員が生じた場合に当支部から所属所あて連絡する。

(2) 東北中央病院以外の健診機関で日程変更を希望する場合

①当初決定した健診機関で日程を変更する場合は、**受診予定日の2週間前までに該当病院に直接相談すること。**

②健診機関から日程変更の承諾を得た場合は、**変更日程を速やかに別紙「人間ドックキャンセル変更届」により当支部健康管理担当あて報告すること。**

※日程変更が決定した後は、原則受診券に記載の日付を手書きで訂正のうえ使用すること。

ただし、ドック種別が変更になる場合は、支部にて受診券を再発行する。

(3) キャンセルを希望する場合

キャンセルは原則不可とする。公務等の都合によりやむを得ずキャンセルをする場合、**各健診機関（東北中央病院は当支部健康管理担当）へ連絡のうえ、別紙「人間ドックキャンセル・**

変更届」に受診券を添付して当支部へ提出する。

なお、健診機関から送付された用品等は、別添「令和8年度ドック実施健診機関実施内容一覧」や健診機関から送付される受診案内を確認のうえ、返却等を行うこと。

(4) 健診機関の変更を希望する場合

当初決定した健診機関から別健診機関への変更は原則不可とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、当支部あて相談すること。

5 オプション検査について

所定の検査項目以外に自己負担でオプション検査を希望する場合は、健診機関から各受診者の自宅に事前に送付される受診案内を確認のうえ、直接健診機関に申込みを行うこと。

※三友堂病院の日帰りコースではバリウムを内視鏡に、一泊二日コースでは内視鏡をバリウムに変更可能である。受診決定後に「所属内個人用希望調査票」を配布するので、変更の有無にかかわらず、受診者は全員提出すること。(内視鏡検査を希望した場合、病院の受け入れ体制等によりドックの受診日の変更をお願いする場合があります。)

※舟山病院の一泊二日・日帰りコースではバリウムを内視鏡に変更可能である。なお、内視鏡を希望する場合、経口か経鼻かの確認が必要になるため、早めに支部に連絡すること。

※至誠堂病院の内視鏡は原則経口で行う。経鼻を希望する場合、早めに支部に連絡すること。

※県立中央病院の日帰りコースでの受診が決定した方については、病院あてに提出する書類があるため、受診決定後に配布する「調査票（県立中央病院用）」を記入し、支部あてに提出すること。

6 5大がん検診（子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、肺がん）について

要精密検査の対象者となった方は、早期発見、早期治療のため、積極的に健診機関へ受診すること。

7 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

受診に当たり健診機関から感染予防対策等の指示があった場合には、健診機関の指示に従うこと。

なお、本通知日以降に感染の状況、対応等に変更があった場合には、随時通知します。

8 注意事項

(1) **ドック受診時に組合員資格を喪失している場合は、受診することができないため注意すること。**

(2) ドック受診に当たっては、健診機関の指示に従うこと。

(3) 当支部を通さずに、当初決定した健診機関以外の健診機関に変更することはできない。

(4) 別紙「人間ドックキャンセル・変更届」を提出せずに、決定した日程で人間ドックを受診しなかった場合、検査料は全額自己負担となることがある。

(5) 健診機関との間で問題が生じたときは、速やかに当支部へ連絡すること。

(6) 健診機関の検査の都合上、日程の変更が生じる場合がある。この場合も、必ず別紙「人間ドックキャンセル・変更届」を送付すること。